

## 施設基準により院内掲示する手術の件数

(医科点数表第2表第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術)

当院において、施設基準に該当する手術は次のとおりです(期間 R6.1.1～.R6.12.31)

### 区分1に分類される手術

(ア) 頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
(イ) 黄斑下手術等	0件
(ウ) 鼓室形成手術等	0件
(エ) 肺悪性腫瘍手術等	0件
(オ) 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

### 区分2に分類される手術

(ア) 靭帯断裂形成手術等	0件
(イ) 水頭症手術等	0件
(ウ) 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
(エ) 尿道形成手術等	0件
(オ) 角膜移植術	0件
(カ) 肝切除術等	0件
(キ) 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

### 区分3に分類される手術

(ア) 上顎骨形成術等	0件
(イ) 上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
(ウ) パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
(エ) 母指化手術等	0件
(オ) 内反足手術等	0件
(カ) 食道切除再建術等	0件
(キ) 同種腎移植術等	0件

### 区分4に分類される手術

(胸腔鏡・腹腔鏡下手術関連) 0件

### その他の区分に分類される手術

(ア) 人工関節置換術	0件
(イ) 乳児外科施設基準対象手術	0件
(ウ) ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
(エ) 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0件
(オ) 経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0件